

課税方式及び税率等の改正のお知らせ

岐 阜 県

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、次のとおり改正されます。

- 1 外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人）に対する法人事業税所得割の税率が見直されます。
- 2 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式が見直されます。
- 3 法人事業税に係る「配電事業」「特定卸供給事業」が創設されます。
※3については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

1 外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人）

【改正前】

		令和元年10月1日から 令和4年3月31日までの間に開始する事業年度		
		年400万円以下	年400万円超 年800万円以下	年800万円超
所得割	下記以外の法人	0.4%	0.7%	1.0%
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	1.0%		
付加価値割		1.2%		
資本割		0.5%		

【改正後】

令和4年4月1日以降に開始する事業年度
1.0%
1.2%
0.5%

2 ガス供給業

(1) 課税方式について

【改正前】

区分	課税方式		
	資本金等1億円超	資本金等1億円以下	
一般ガス導管事業	収入割		
特定ガス導管事業			
特定ガス供給業※	a ガス製造業者（ガス事業法施行規則第5条に該当する設備を有する者）	収入割	
	b 旧一般ガスみなしガス小売事業者	収入割	
	c ガス小売業者	所得割 +付加価値割 +資本割	所得割
	d ガス製造業者（上記3以外の事業）	所得割 +付加価値割 +資本割	所得割
	e 旧ガス事業法の簡易ガス事業のみ行う事業者	所得割 +付加価値割 +資本割	所得割

【改正後】

区分	課税方式	
	資本金等1億円超	資本金等1億円以下
導管ガス供給業	収入割	
特定ガス供給業	収入割 +付加価値割 +資本割	
一般ガス供給業	所得割 +付加価値割 +資本割	所得割

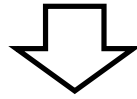
※平成30年度税制改正前のガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもの。

事業種別	概要
導管ガス供給業 (地方税法第72条の2第1項第2号)	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業。
特定ガス供給業 (地方税法第72条の2第1項第4号)	ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造業者で、自らが維持し及び運用する液化ガス貯蔵設備等（ガス事業法施行規則第5条に該当する設備）を用いて特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行うもの。
一般ガス供給業	一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。）

(2) 税率について

【改正前】

区分		令和元年10月1日から 令和4年3月31日まで の間に開始する事業年度
ガス供給業	一般ガス導管事業者 特定ガス導管事業者 ガス製造業者 (ガス事業法施行規則第5条に該当する設備を有する者)	収入割 1.0%



【改正後】

区分		令和4年4月1日以降に 開始する事業年度
導管ガス供給業	収入割	1.0%
特定ガス供給業	収入割	0.48%
	付加価値割	0.77%
	資本割	0.32%

※特別法人事業税（国税）の税率については、

- ・導管ガス供給業は、収入割額の30.0%となります。
- ・特定ガス供給業は、収入割額の62.5%に改正されます。
- ・一般ガス供給業は、所得金額課税（資本金の額又は出資金の額が1億円以上の場合は外形標準課税対象法人）の税率となります。

3 電気供給業

(1) 税率について

区分		令和4年4月1日以後に 終了する事業年度	
配電事業	収入割	1.0%	
特定卸供給事業	資本金又は出資金の額が1億円超を超える法人	収入割	0.75%
		付加価値割	0.37%
		資本割	0.15%
	資本金又は出資金の額が1億円以下の法人	収入割	0.75%
	所得割	1.85%	

(2) 分割基準について

	分割基準	備考
配電事業	電力路の送電容量 及び 固定資産の価額	<課税標準額の総額の4分の3> 事業所等の所在する都道府県において発電所に接続する電線路（一定の要件を満たすものに限る）の送電容量 <課税標準額の総額の4分の1> 事務所等の固定資産の価額
特定卸供給事業	固定資産の価額	<課税標準額の総額の4分の3> 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 <課税標準額の総額の4分の1> 事務所等の固定資産の価額

※配電事業において発電所に接続する電線路を有しない場合及び特定卸供給事業において事業所等の固定資産で発電所の用に供するものを有しない場合は、事業所等の固定資産の価額

お問い合わせ先

岐阜県税事務所	法人事業税第1・2係	058-214-6874（直通）
西濃県税事務所	事業税係	0584-73-1111（代表） 内線253・298
中濃県税事務所	事業税係	0575-33-4011（代表） 内線282・283
東濃県税事務所	事業税係	0572-23-1111（代表） 内線245
飛騨県税事務所	事業税係	0577-33-1111（代表） 内線288